

床面積算定上の区画の中心線の設定方法について

= 要 旨 =

鉄骨造の建築物において、プレキャストコンクリート板（以下「PC板」という）、軽量気泡コンクリート板（以下「ALC板」という）等を胴縁等に取り付ける場合の区画の中心線は「胴縁等の中心線」とする。

= 内 容 =

建築物の壁その他の区画の中心線の設定方法については、床面積の算定方法について（昭和61年4月30日住指発第115号（以下「通達」という））により通知されているところであるが、20年近く経過した今日において、通達で示された事例とは異なる構造方法の外壁もみられるようになってきている。

例えば、鉄骨造の建築物において、ALC板を外装材に使用する場合においては胴縁等の骨組をALC板と内装材で挟んで複層構成の外壁とする事例などがある。

このため、鉄骨造の建築物において、PC板、ALC板等を胴縁等に取り付ける場合の区画の中心線の設定方法については以下のように運用することとする。

通達の「2 区画の中心線の設定方法（3）鉄骨造の建築物」の部分に一部注記を行うことにより、区画の中心線を「胴縁の中心線」とする。

【通達】

床面積の算定方法について

（略）

2 区画の中心線の設定方法

（略）

（3）鉄骨造の建築物

イ 金属板、石綿スレート、石膏ボード等の薄い材料（1）を張った壁の場合

胴縁等（2）の中心線

ロ イ以外の場合

PC板、ALC板等の中心線

1 PC板、ALC板等を胴縁等に取り付ける場合には薄い材料とみなす。

2 胴縁等：壁において外壁材やボードなどを取り付けるための下地材で梁、柱等に取り付けるもの

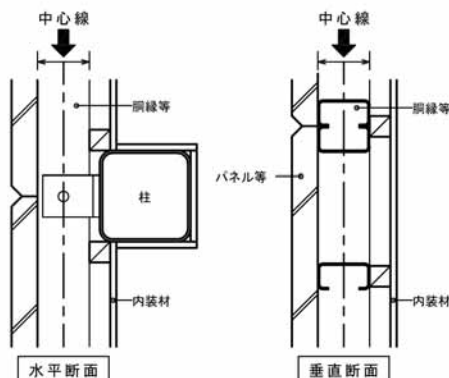
（略）

増築等の場合における既存建築物の面積は、従前の算出方法、又は、新たな運用による算出方法のどちらでも可能とする。

この取り扱いにより難しい特殊な工法の壁については、個別に壁全体の厚みの中心線とすることも考えられるので念のため申し添える。

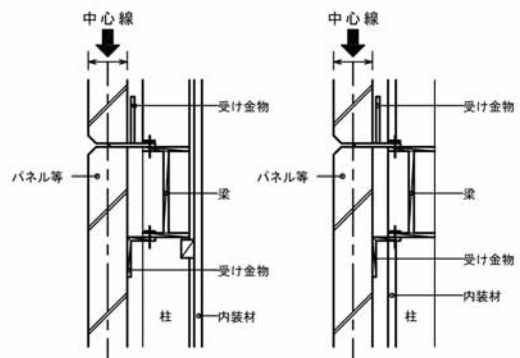
(3)鉄骨造の建築物

イ



(3)鉄骨造の建築物

ロ



= 備 考 =

関係条文	令第2条
関 連	昭和61年通達第115号

年 度	分 類	番 号